議案１

内部組織の共同設置等に関する規約の施行期日等について

「京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約」（令和８年４月７日制定。以下「内部組織の共同設置に関する規約」という。）及び京都市と関係団体（京田辺市、精華町及び乙訓消防組合をいう。）がそれぞれ制定した「消防指令業務に関する事務を処理するために共同設置された内部組織の職員の給料及び手当の支給に係る事務の委託に関する規約」（令和８年４月７日制定。以下「給与支給事務委託に関する規約」という。）の施行期日等について、次のとおり定める。

１　内部組織の共同設置に関する規約

施行期日（附則第１項の施行期日に限る。）は、令和８年１２月１日とする。

なお、当該施行期日は、内部組織の共同設置に関する規約附則第１項の規定に基づき、京都市が令和８年１１月２７日に行う告示により定めるものとする。

２　給与支給事務委託に関する規約

施行期日は、令和８年１２月１日とする。

なお、当該施行期日は、給与支給事務委託に関する規約附則の規定に基づき、京都市が令和８年１１月２７日に行う告示により定めるものとする。

（参考）

○内部組織の共同設置に関する規約（附則抜粋）

（施行期日）

１　この規約は、代表団体が告示で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この規約の施行の日から代表団体が告示で定める日までの間（以下「第１期運用 期間」という。）における第１条の規定の適用については、同条中「宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合」とあるのは「京田辺市、 久御山町、精華町」とする。

３　前項の規定にかかわらず、第１期運用期間において、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合は、第１条に規定する構成団体とみなして、第８条及び第１１ 条の規定を適用する。

○給与支給事務委託に関する規約（附則抜粋）

この規約は、甲が告示で定める日から施行する。